

社会福祉施設における 事業継続計画（BCP）策定ガイドライン （新型インフルエンザ編）

利用者と職員の生命と健康を守り
事業を継続し続けるために

本書の利用に当たって

- 本書は、社会福祉施設（主に高齢者の入所施設を対象）において、「事業継続計画（BCP）・新型インフルエンザ編」の策定の参考となるよう、基本方針や事業継続するための取組等について記載したものです。
- 各施設においては、事業内容や地域との関係等を勘案し、それぞれの施設の実態に応じた事業継続計画の策定（又は見直し）が、求められています。
- また、事業継続計画の策定後においても、職員への研修や訓練等を実施するなど、内容の充実や改善に努めることが必要です。

★本ガイドラインは、社会福祉施設等を対象とした研修会資料として、東京都総務局総合防災部が作成したものです。

目 次

1	BCP策定の趣旨	
(1)	BCPとは	1
(2)	新型インフルエンザ発生時の被害想定	2
(3)	BCP策定の基本方針	3
(4)	BCPと感染症対策マニュアル等との関係	3
2	事業継続するための取組	
(1)	対策本部体制	4
(2)	職員の出勤確認の感染予防策	5
(3)	利用者の感染予防と施設内の感染拡大防止	6
(4)	業務の実施方針	7
(5)	利用者と家族への周知	8
(6)	委託業者等との連携	8
(7)	弾力的・機動的な運用	8
3	継続的な取組	
(1)	研修・訓練の実施	9
(2)	継続的な見直し	9
4	関係資料	
(1)	関係情報の入手先	10
(2)	利用者・職員・委託業者等の連絡先	11
(3)	備蓄品一覧	11
(4)	感染予防に関する各種案内・ポスター（例示）	12
(5)	クラスターサーベイランスについて	14

1 事業継続計画（BCP）策定の趣旨

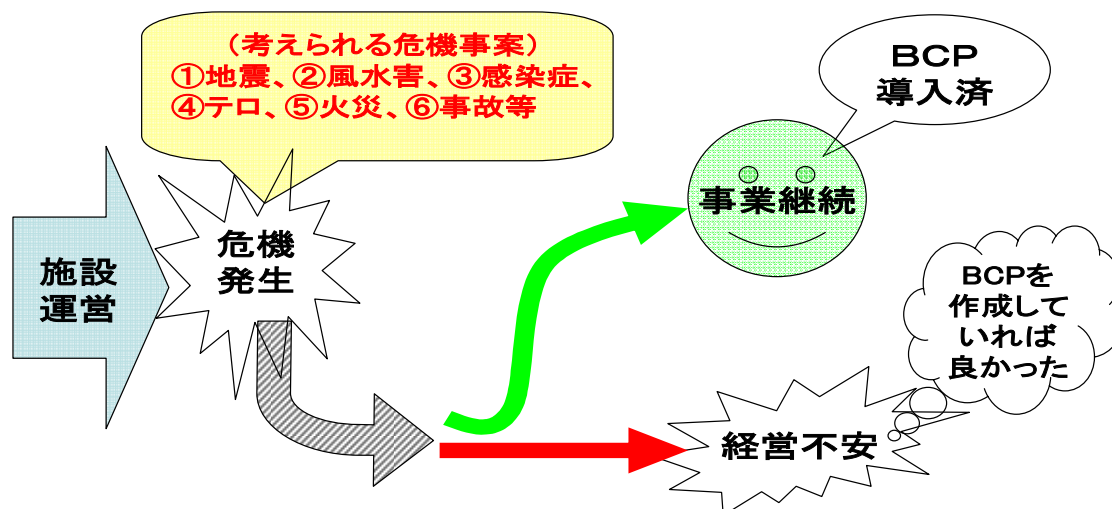
(1) 事業継続計画（BCP）とは

- 事業継続計画（Business Continuity Plan）とは、地震や大事故等の危機事案に備え、被害を最小限に抑え、必要な業務が継続できるよう、事前に定める計画のことです。
- BCPを策定することにより、利用者と職員の安全を確保し、必要な業務を継続することで、施設の信用と安定的な運営ができます（表1参照）。

表1 BCP策定の有無により想定される主な影響

区 分	BCP策定済の施設	BCP未策定の施設
施設内の状況	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染疑い職員の出勤停止などにより、感染拡大防止ができる ○ 業務の優先順位が定められており、事業継続ができる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染疑い職員が出勤することで、施設内での感染が拡大する ○ 欠勤者が増加し、必要な業務が実施できなくなる。
利用者へのサービス等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者に感染させない体制又は施設内での感染拡大防止策ができています ○ 職員が多数欠勤しても、利用者への必要最小限のサービスが提供できる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員又は利用者間同士での感染が拡大し、利用者の安全が確保できない ○ 欠勤者が増加し、必要な業務が実施できなくなり、利用者に大きな混乱をもたらす

図1 BCPの必要性



(2) 新型インフルエンザ発生時の被害想定

- 強毒性の新型インフルエンザが発生し、地域で蔓延すると感染者の急増・学校の休業などにより、職員の確保が困難になり、利用者へのサービス低下等の影響が考えられます（図2参照）。
- 新型インフルエンザは地震とは異なり、被害が広範囲にわたることから、他の施設からの応援等を求めることが困難となります（表2参照）。

図2 新型インフルエンザ（強毒性）の蔓延による施設への影響

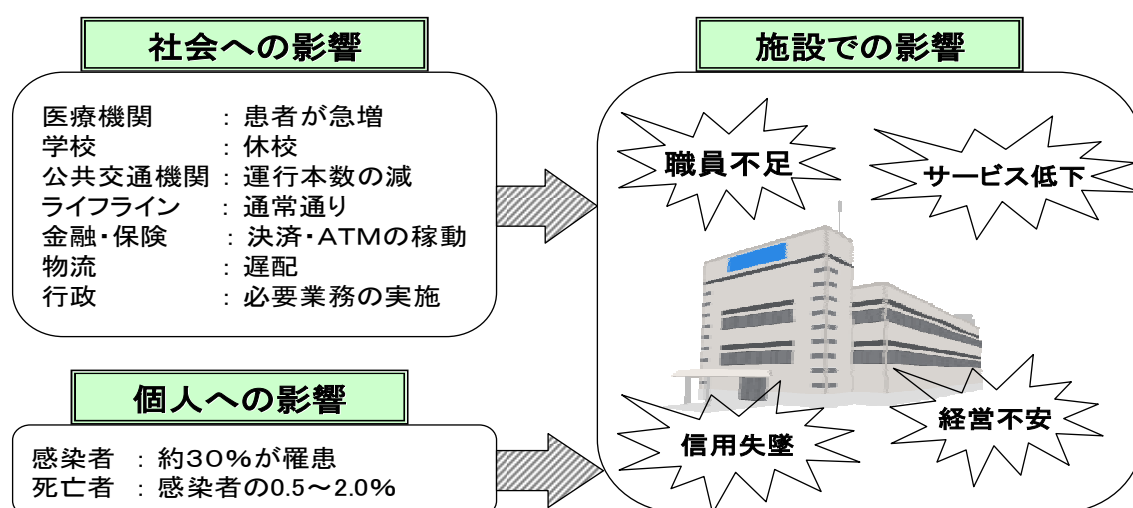


表2 新型インフルエンザと地震との違い

項目	新型インフルエンザ	地震
発生	海外で発生の場合には、国内発生まで準備可能	突然発生
被害内容	直接的には人への被害で、時間の経過とともに被害が拡大	人への被害に加え、道路、鉄道、建物、施設、設備等への被害が大きい。
地理的な影響	世界中どこでも発生及び感染の恐れあり（他からの支援が困難）	被害が地域限定的で、被災地外からの支援が可能
被害期間	第一波の期間が約8週間、その後第二波、第三波による長期化の可能性あり	最初の地震が最大被害であり、余震も一定期間継続

(3) BCP策定の基本方針

- 社会福祉施設は、利用者の安全を確保するとともに、必要なサービスの提供を継続することが求められています。
- このため、BCPの策定に当たっては、次の2点を基本方針として定めることが必要です。

目標1 利用者と職員の安全を確保する

(例) 利用者と職員の感染予防、施設内の感染拡大防止 等

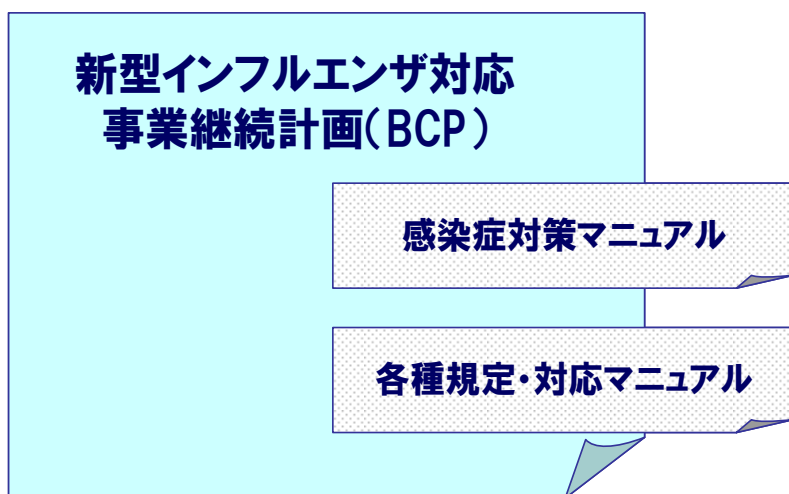
目標2 サービスの提供を継続する

(例) 食事サービス、排泄介助・おむつ交換 等

(4) BCPと感染症対策マニュアル等との関係

- BCPは、新型インフルエンザ発生時に限られた人員により、円滑に継続すべき業務が実施できるよう定めたものであり、感染症対策マニュアル等の各種規定を含む内容となっています。(図3参照)

図3 BCPと感染症対策マニュアルとの関係



2 事業継続するための取組

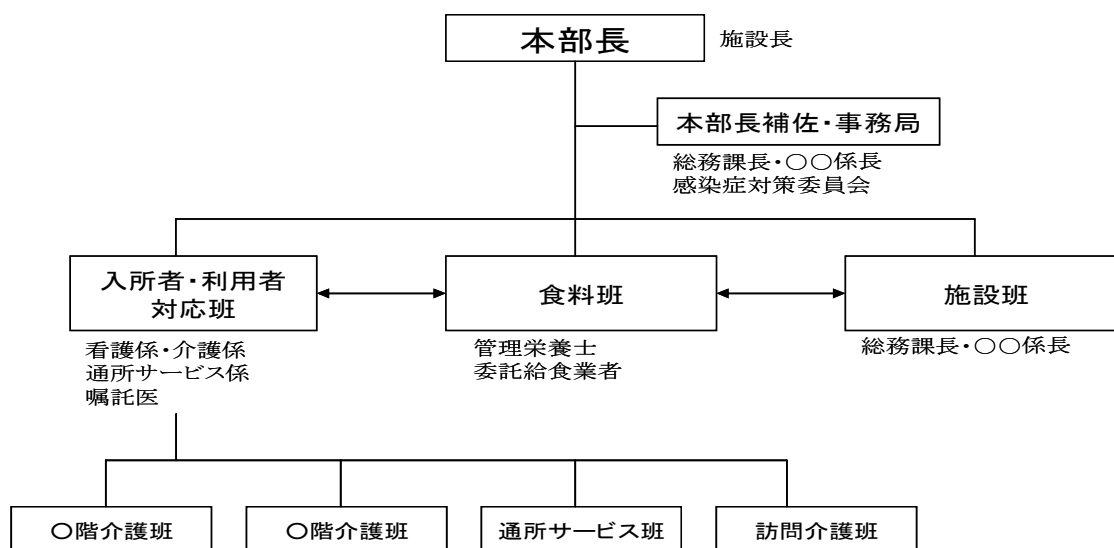
(1) 対策本部体制

- 新型インフルエンザの発生に備え、施設長を本部長とする「新型インフルエンザ対策本部」を設置します。なお、発生段階に応じて実施する対策本部の主な業務は、表3のとおりです。
- また、業務内容に応じ、入所者・利用者対応班、食料班、施設班などの班体制で実施するとともに、班長及び班長代行者を定めます(図4参照)。

表3 発生段階に応じた対策本部の主な業務(例示)

区 分	主 な 業 務
発 生 前	<ul style="list-style-type: none"> ○ B C Pの策定、職員への周知・研修 ○ マスク等の備蓄
感 染 初 期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対策本部の設置、利用者・職員の感染状況の把握 ○ 利用者・職員の感染予防、施設内の感染拡大防止策の徹底 ○ 各種行事、地域交流、研修等の自粛・休止
感 染 拡 大 期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者・職員の感染予防、施設内の感染拡大防止策の更なる徹底 ○ 限られた人員での食事・入浴サービス、排泄介助等 ○ 通所サービス、訪問サービス、新規受入等の自粛・休止
流 行 終 息 期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対応経過のまとめと課題の整理 ○ B C Pの見直し、備蓄品の補充

図4 新型インフルエンザ対策本部体制(例示)



(2) 職員の出勤確認と感染予防策

【発生前】

- すべての職員に、あらかじめ健康管理の重要性や手洗い、咳エチケットなど感染予防策の周知・徹底を図ります。
また、予防接種の意義や有効性、副反応の可能性等を十分に説明し、同意を得た上で、積極的に予防接種の機会を提供するとともに、接種を希望する者には円滑に接種できるようにします。
- 学校の休業等に伴う欠勤が想定される職員や基礎疾患を有する職員について、あらかじめ把握しておきます。また、職員が使用する感染防護具（サージカルマスク・消毒薬等）の必要数を、備蓄しておきます。
- 委託業者等に対し、同様の措置を講じるよう依頼します。

【発生後】

- すべての職員に、感染予防策の更なる周知・徹底を図るとともに、出勤前に体温測定するなど健康状況を確認の上、出勤するよう指示します。
また、委託業者等に対しても、同様の措置を講じるよう依頼します。
- 発熱や咳症状が見られるなどの感染が疑われる職員に対し、出勤を自粛させ、速やかに医療機関を受診させ、感染が確認された職員は、医師の指示に従って自宅療養等を行うよう指示します。
- 職員の家族の感染が確認された場合、出勤自粛の措置の必要はありませんが、出勤前の体温測定と施設入室時の消毒を徹底するよう指示します。
- 対策本部は、毎日、職員の出勤状況を把握し、限られた人員でのサービス提供内容を確認するとともに、自粛・休止業務を決定します。

表4 職員の感染予防策（チェックリスト）

区 分	チェック	主 な 業 務
発 生 前	<input type="checkbox"/>	全職員に感染予防策を周知している
	<input type="checkbox"/>	全職員に予防接種の機会を提供している
	<input type="checkbox"/>	委託業者等に対し、感染予防策の周知を依頼している
	<input type="checkbox"/>	職員が使用する感染予防具を備蓄している
	<input type="checkbox"/>	欠勤が想定される職員や基礎疾患を有する職員を把握している
発 生 後	<input type="checkbox"/>	全職員に感染予防策を徹底するよう指示している
	<input type="checkbox"/>	全職員に出勤前の体温測定等を指示している
	<input type="checkbox"/>	委託業者等に対し、職員と同様の措置を講じるよう依頼している
	<input type="checkbox"/>	全職員の出勤状況を把握している
	<input type="checkbox"/>	限られた人員でのサービス内容を確認している

(3) 利用者の感染予防と施設内の感染拡大防止

【発生前】

- 施設の利用者に、あらかじめ感染予防策の周知・徹底を図ります。
また、予防接種の意義や有効性、副反応の可能性等を十分に説明し、同意を得た上で、積極的に予防接種の機会を提供するとともに、接種を希望する者には円滑に接種できるようにします。
- 利用者の家族に対し、感染予防策を周知するとともに、発熱や咳・くしゃみ等のインフルエンザ様の症状がある場合には、面会を自粛するよう依頼します。

【発生後】

- 施設の利用者に、感染予防策の更なる周知・徹底を図るとともに、毎朝の体温測定や咳症状の有無など健康状況を確認します。
- 感染症対策マニュアルに基づき、利用者の体温測定等による健康状況の把握、感染者のマスク着用、施設内の消毒や清掃、適度な換気や加湿等の対策を実施します。また、面会者や面会時間を制限するなど、利用者との接触機会を必要最小限します。
- 発熱や咳症状が見られるなど感染が疑われる利用者に対し、嘱託医やかかりつけ医の指示を受け、速やかに医療機関を受診させ、感染が確認された利用者に対して個室対応するなど、他の利用者への感染防止に努めます。
- 万一、施設内で死亡者又は集団感染の事例があった場合、速やかに所轄の保健所へ連絡するとともに、保健所の指導を受け、必要な感染拡大防止対策を実施します。

表5 利用者の感染予防と施設内の感染拡大防止（チェックリスト）

区分	チェック	主な業務
発生前	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	利用者に、感染予防策を周知している 利用者に予防接種の機会を提供している 利用者の家族に、感染予防策の周知と、インフルエンザ様の症状がある場合は面会を自粛するよう依頼している
発生後	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	利用者に、感染予防策を徹底するよう周知している 利用者の体温測定等を行うなど健康状況を確認している 感染者のマスク着用、施設内の消毒等を実施している 面会者や面会時間を制限している 集団感染等があった場合、所轄の保健所へ連絡している

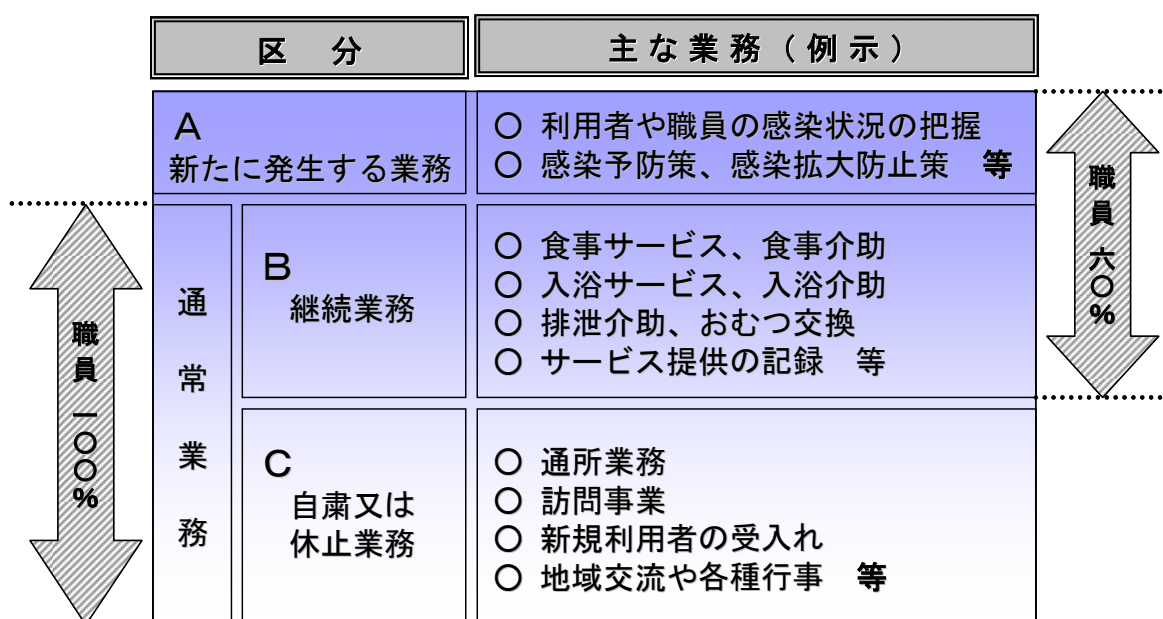
(4) 業務の実施方針

- 新型インフルエンザが流行し、蔓延すると、職員や家族の罹患により、職員の最大40%が欠勤すると想定されています。
- 高齢者等の生活の場である社会福祉施設は、感染拡大防止策を強化し、限られた人員で施設運営をすることが求められています。
実施業務にかかる継続等の基本的な考え方は、表6のとおりです。
- このため、感染拡大防止策などの「新たに発生する業務（A）」と、通常業務を「継続する業務（B）」と「自粛休止業務（C）」に区分し、職員の出勤状況等に応じ、適切に実施することが重要です（図5参照）。

表6 業務継続等の基本的な考え方（例示）

事業名	業務継続等の基本的な考え方（例示）
入所サービス	業務の実施方法を工夫し、限られた人員で継続
短期入所	新規受入れの休止
通所サービス	利用者に連絡したうえで自粛
訪問事業	利用者に連絡したうえで訪問回数の減
地域交流や各種行事	休止

図5 業務区分の考え方と主な業務（例示）



(5) 利用者と家族への周知

- 新型インフルエンザの蔓延に伴い、利用者へのサービスが変化する（実施内容の自粛や休止）することについて、あらかじめ利用者及びその家族並びにケアマネージャー等に周知しておく必要があります。

(6) 委託業者等との連携

- 施設の運営に当たっては、給食、リネン、送迎、清掃、施設管理等の委託業者等との連携が不可欠です。
- このため、委託業者等に対し、感染予防策の周知・徹底を依頼するとともに、委託業務の確保や委託業務が確保できない場合の代替策について協議しておきます。特に、物流が遅滞する事態を想定し、必要な食料品や生活必需品等の確保に努める必要があります。
- なお、BCPの策定に際しては、委託業者等を加えた委員会等を設置することや、委託業者等の意見を聴くことが重要です。

(7) 弾力的・機動的な運用

- BCPは、最悪の状況（強毒性）を想定して策定することとしていますが、新型インフルエンザ発生後のウイルスの性状（感染力・致死率・治療薬の有効性等）や職員の出勤率などに応じ、弾力的・機動的な運用を図ることが重要です。
- このため、自粛・休止する業務の開始時期や期間等については、ウイルスの性状、利用者や職員の感染状況等を勘案して定めます。

3 継続的な取組

(1) 研修・訓練の実施

- 新型インフルエンザ発生に備え、職員が迅速かつ適切な対応を図ることが出来るよう、日頃から研修や訓練を実施し、対応能力の向上に努めるようにします。
- また、職員だけでなく、委託業者などの関係者も加えた研修や実践的な訓練を実施するなど、関係者との連携を強化します。

(2) 継続的な見直し

- B C P策定後、各班の責任者は、その実施状況を点検します。
 - ・ 業務内容の変更や人員
 - ・ 委託業者などの関係者
 - ・ 感染防護具等の備蓄
- 新型インフルエンザについて、その性状や対策等に関し変更を生じた場合には、必要に応じてB C Pの見直しを図ります。
 - ・ 新型インフルエンザの性状の変異等
 - ・ 国や都の行動計画やガイドライン等の改定
 - ・ 各施設における先駆的な取組状況

4 関係資料

(1) 関係情報の入手先

区分	主な内容 情報アクセス
新型インフルエンザに関する情報	
厚生労働省 (新型インフルエンザ対策 関連情報)	国の対策、国内の感染状況等 http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html
国立感染症研究所 感染症情報センター	国内の感染状況等 http://idsc.nih.go.jp/index-j.html
東京都 (新型インフルエンザ対応)	東京都の対策等 http://www.metro.tokyo.jp/SUB/infuruenza2009.htm
東京都健康安全研究 センター	東京都内の感染状況に関する情報 http://www.tokyo-eiken.go.jp/
区市町村 保健所	最寄りの区市町村、保健所のホームページ (あらかじめご確認ください)
世界保健機構(WHO)	世界的な流行に対する対応プログラム等(英語記述) 重要な点については、厚生労働省がWEBで日本語紹介 http://www.who.int/csr/disease/influenza/en/
BCP(事業継続計画)に関する情報	
中小企業庁	中小企業のBCP関連情報 http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/index.html
東京商工会議所	中小企業向けBCPマニュアル、新型インフルエンザ対策ガイド ライン等 http://www.tokyo-cci.or.jp/

(2) 利用者・職員・委託業者等の連絡先

関係機関等	連絡先
入所者及び利用者の家族	
職員	
ケアマネージャー	
民生・児童委員	
嘱託医	
保健所	
保険者（区市町村介護保険担当課）	
協力医療機関	
協力介護事業者	
町内会・自治会等	
委託業者等	
給食センター	
リネン	
送迎	
清掃	
施設管理（設備保守、警備等）	
システム維持業者	
その他	
ボランティア	
実習生	

(3) 備蓄品一覧

項目	備蓄量	備蓄場所	更新時期	チェック
マスク				
アルコール消毒薬				
石けん				
手袋（使い捨て）				
体温計				
ゴミ袋				
ゴミ箱（蓋付き）				

(4) 感染予防に関する各種案内・ポスター（例示）

【例①】来訪者向け

施設に来訪された皆様へ

新型インフルエンザの発生が、都内で確認されました。
当施設としても、施設内での感染・流行を防ぐために感染予防を徹底してまいりますので、ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

- ・ 来所時には、氏名・連絡先等を記載していただきます。
- ・ 施設内に御用のある方は、備え付けの消毒液等で手洗いをを行い、マスクを着用してから入室してください。
- ・ 発熱や咳などの症状のある方の訪問は、ご遠慮ください。

施設長

【例②】職員向け

新型インフルエンザに注意しましょう！

インフルエンザにかからないために

- ・ 外出後は、積極的に手洗いやうがいをしましょう
- ・ 咳やくしゃみ等による感染を防ぐため、できるだけ人混みを避け、やむをえない場合はマスクを着用しましょう
- ・ バランスの良い食事と十分な休養をとり、疲労を避けましょう

～せきやくしゃみが出るときは・・・
守りましょう！ 咳エチケット～



- ハンカチやティッシュなどで、口と鼻を押さえる。
- 使用したティッシュは、ふた付きのごみ箱に捨てる。
- 咳をしている人は、マスクを正しく着用しましょう。

【例③】正しい手洗い方法（トイレ・洗面所等に掲示）

新型インフルエンザに備えて、
正しい手洗いを身につけましょう！！

【手洗いの基本】

- ①石けんを使い十分にこすり洗いをし、水で洗い流すことにより、ウイルスは大幅に減少します。
- ②手洗い後の手拭用タオルは共用せず、個人用タオル・ハンカチを利用してください。

【流水による手洗いの手順】

手洗い前のチェックポイント

- 爪は短く切っていますか？
- 時計や指輪をはずしていますか？
- 汚れが残りやすいところは特に注意して洗います。

汚れが残りやすいところ

- 指先や爪の間
- 指の間
- 親指の周り
- 手首
- 手のしわ



- ①石けんをつけ、手のひらをよくこする。



- ②手の甲をのばすようにこする。



- ③指先・爪の間を念入りにこする。



- ④指の間を洗う。



- ⑤親指と手のひらをねじり洗う。



- ⑥手首も忘れずに洗う。



- ⑦その後、十分に水で流し、清潔なタオルなどでよく拭き取って乾かす。

(5) クラスタースーベイランスについて

社会福祉施設等における クラスター（集団発生）サーベイランスについて

I～IVについてご協力をお願いいたします。

- I** 平素から、利用者及び職員等がインフルエンザ様症状*を発症した時は、直ちに、かかりつけ医や嘱託医等に受診するよう勧奨してください。

*インフルエンザ様症状とは、一般に38℃以上の発熱および急性呼吸器症状(鼻汁もしくは鼻閉、咽頭痛、咳)をいいます。

- II** また、利用者やその保護者等に対しては、インフルエンザと診断された場合には速やかに施設に連絡するよう周知してください。



- III** 下記に該当する場合、社会福祉施設等の管理者は保健所に連絡してください。

- ①インフルエンザによる死亡者が発生した場合
- ②インフルエンザによる入院患者が7日間に2名以上発生した場合
- ③インフルエンザ様症状の方が7日間に10名以上（小規模施設においては全利用者の半数以上）発生した場合
- ④上記に該当しない場合であっても、インフルエンザの集団発生が疑われ、患者数が急増しており、施設長が報告を必要と認めた場合

- IV** 保健所は、施設を対象として積極的疫学調査*を行いますので、ご協力をお願いいたします。

保健所は、施設内での有症者の発症状況、簡易キットの検査結果などを調べて、インフルエンザの集団感染の疑いがある場合には、有症者のうちの1～2名程度について遺伝子検査を実施します。(有症者全員に検査を行うわけではありません。)

遺伝子検査の結果について

新型インフルエンザ(A/H1N1)か、季節性インフルエンザ(A香港型、B型など)かを調べます。結果は速やかに施設に通知します。新型と確認された場合でも、特別な対応は必要なく、インフルエンザの集団発生事例として保健所と連携し対応していただきます。

※社会福祉施設におけるクラスタースーベイランスは、平成22年9月1日から当分の間実施します。インフルエンザの流行が拡大した場合、縮小・休止を検討します。

保健所への情報提供及び調査にご協力をお願いします。

平成22年9月1日 東京都福祉保健局